

## 2-17 大気汚染防止法の対象施設の設置状況

(平成28年3月31日現在)

(注) 1. 平成27年度末時点で当該事務の権限を有する市町村<sup>\*</sup>は次のとおり。

\* 大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、箕面市、東大阪市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、太子町、河南町、千早赤阪村

2. ( )内は事業場における設置数で内数である。  
2. 電気事業法及びその事業法に係るものを含む。

3. 電気事業法及びガス事業法に係るものと含む。